

2 0 2 1. 4.28 No.

労働基準監督署で お話を聞いてきました!

昨日、分会代表者が労働基準監督署で 36 協定締結に向けたこの間の「使用者側の対応」について相談しました。特に、24 日に過半数代表者が提案した時間外労働及び公休日労働の事由の変更を申し出たことに対して「36 協定は労使協定であり、話し合い合意して締結するもの」「時間・期間・事由などについて話し合うことは当然である」「申して出ていることは真っ当である」との意見を聞かせていただきました。

しかし、法的に明確になっているわけではないので「会社は管理の視点で対応している」と思われるが、事業場毎の締結を基本にしている意味は、事業場の状況に対応していくためであるというお話を伺いました。

また、企業によっては、法的に縛りのあることはきちんと対応するが、法的に縛りのないこと(法の趣旨に関わることや指針など)については、労基署が話をしても全く聞き入れないことも多くあるとのことでした

管理がしやすいのは一律に決めごとを作ることです。会社にとってはいいことなのかもしれませんが、それは会社の都合です。ですから、今回の一連の会社の対応は単に36協定だけの問題ではないのです。現場のことを考えて常識的な対応をすべきです。私たちは騙されません!